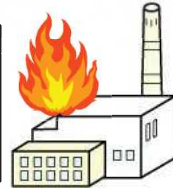


令和4年 7月より

## 使用済み リチウムイオン電池等使用製品のうち 特定4品目を有害ごみとして収集します

リチウムイオン電池等使用製品が指定収集袋の中に混入していたことによるごみ処理過程での発煙・発火事故が頻発しています。



リサイクル工場が焼けてしまった事例

**安定的なごみ処理の継続のため、リチウムイオン電池等は、指定収集袋には入れず、下記の分別にご協力をお願いします**



### 製品本体から取り外すことができる

#### 取り外したリチウムイオン電池等



- ビニールテープ等で+極と-極を絶縁してください
- 電動自転車のバッテリーも含まれます

#### 製品本体



リチウムイオン電池等を取り外した小型家電本体



リサイクル協力店にお持ちいただくか、市役所本庁舎（本町3-3-1）又はごみ対策課庁舎（八幡町2-10-10）のリサイクルBOXに捨ててください

材質などにより分別して捨ててください（例）プラスチック製→燃やせないごみ

### 製品本体から取り外すことができない

#### 特定4品目



- ビニールテープ等で端子部分を絶縁してください

#### 特定4品目以外



など

有害ごみの日(水)に捨ててください  
透明または半透明の袋



小型家電回収ボックス（市内16箇所に設置）に捨ててください

（注）市役所本庁舎ごみ対策課庁舎の2箇所のみ

※詳しくは市ホームページをご覧ください

